

## 静岡県告示第414号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

令和元年12月3日

静岡県知事 川 勝 平 太

2の(1)のエの表株式会社静岡銀行浜松西支店の項所在地の欄中「法枝町131番地」を「海老塚1丁目13番1号（成子支店内）」に改める。

2の(2)のイの表スルガ銀行株式会社本店の項所属の公金収納店の欄中「富士宮信用金庫中里支店」を削る。

2の(3)のエの表株式会社静岡中央銀行中山支店の項所在地の欄中「254番地5」を「172番地4」に改め、同表富士宮信用金庫中里支店の項を削り、同表島田掛川信用金庫大東南支店の項所在地の欄中「946番地の1」を「1620番地（大東支店内）」に改め、同表島田掛川信用金庫小笠東支店の項所在地の欄中「5323番地の1」を「1609番地の2（小笠支店内）」に改める。

### 附 則

この告示は、令和元年12月9日から施行する。ただし、スルガ銀行株式会社本店及び富士宮信用金庫中里支店に係る改正規定は、令和元年12月20日から施行する。